令和５年７月７日
神 奈 川 労 働 局

過労死等の労災補償状況（令和４年度）

令和４年度の過労死等（※1）の労災補償状況を取りまとめましたので公表します。

1　脳・心臓疾患の労災補償状況（別添資料 1-1～5）

(1)　請求件数　　65 件（前年度比　＋9 件）

(2)　支給決定件数（※2）　18 件（前年度比　＋9 件）

業　種　別　「運輸業・郵便業」が 7 件で最多

職　種　別　「輸送・機械運転従事者」が 8 件で最多

年　齢　別　「60 歳以上」が 6 件で最多

時間外労働時間数別　「60 時間以上～80 時間未満」が 8 件で最多

2　精神障害の労災補償状況　（別添資料 2-1～6）

(1)　請求件数　　195 件（前年度比　＋24 件）

(2)　支給決定件数　44 件（前年度比　＋1 件）

業　種　別　「医療・福祉」が 15 件で最多

職　種　別　「専門的・技術的職業従事者」が 10 件で最多

年　齢　別　「30～39 歳」、「40～49 歳」がいずれも 13 件で最多

出 来 事 別　「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」、「同僚等から、暴行又は（ひどい）いじめ・嫌がらせを受けた」が、いずれも 6 件で最多

※1　「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第 2 条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。

※2　支給決定件数は、令和４年度中に「業務上」と認定した件数で、令和４年度以前に請求があったものを含みます。

【照会先】
労働基準部労災補償課
電話　045(211)7355

表１－１　脳・心臓疾患の労災補償状況

（件）

区分	年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
脳・心臓疾患	請求件数（神奈川）	77	71	56	56	65
	決定件数（神奈川）	56	57	53	41	40
	うち支給決定件数（認定率）	5（8.9%）	13（22.8%）	17（32.1%）	9（22.0%）	18（45.0%）
	請求件数（全国）	877	936	784	753	803
	決定件数（全国）	689	684	665	525	509
	うち支給決定件数（認定率）	238（34.5%）	216（31.6%）	194（29.2%）	172（32.8%）	194（38.1%）

注）１　決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

２　支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

図１－１　脳・心臓疾患の労災請求・決定件数の推移（神奈川局）

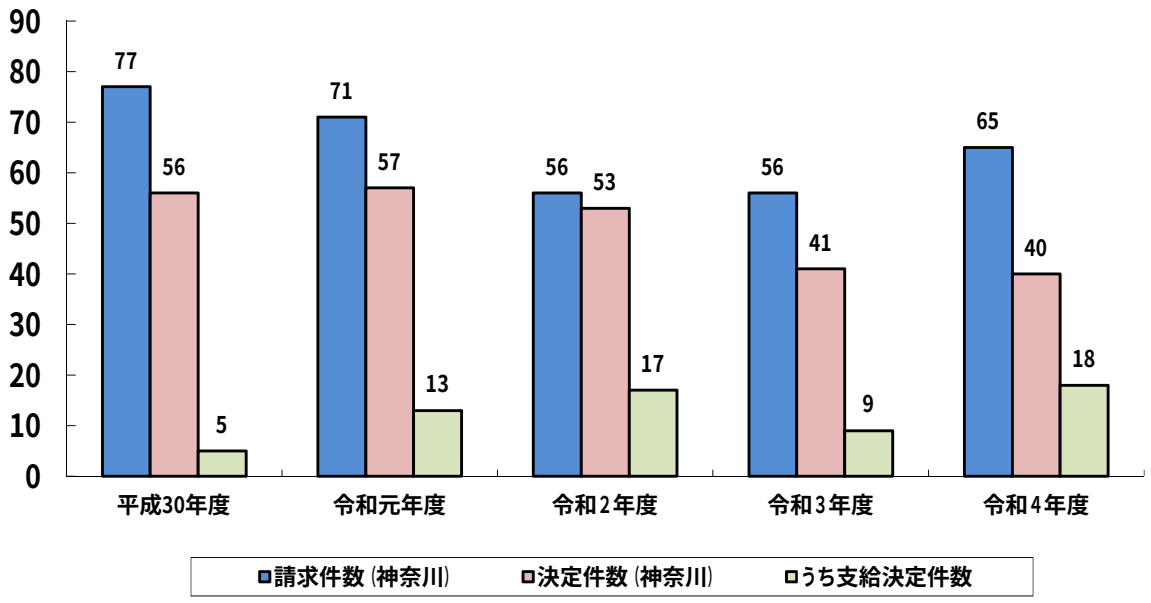

（資料１－２）

表１－２　業種別支給決定件数一覧（脳・心臓疾患）

（件）

業種＼年度	脳・心臓疾患（神奈川）		脳・心臓疾患（全国）	
	令和３年度	令和４年度	令和３年度	令和４年度
農業，林業、漁業、鉱業，採石業，砂利採取業	0	0	3	2
製造業	1	2	23	14
建設業	2	0	17	30
運輸業，郵便業	1	7	59	56
卸売業，小売業	2	3	22	26
金融業，保険業	0	0	2	0
教育，学習支援業	0	1	1	7
医療，福祉	1	2	6	14
情報通信業	0	0	4	6
宿泊業，飲食サービス業	1	2	7	19
その他の事業（上記以外の事業）	1	1	28	20
合計	9	18	172	194

注）　業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

図１－２　業種別支給決定件数構成比（脳・心臓疾患）

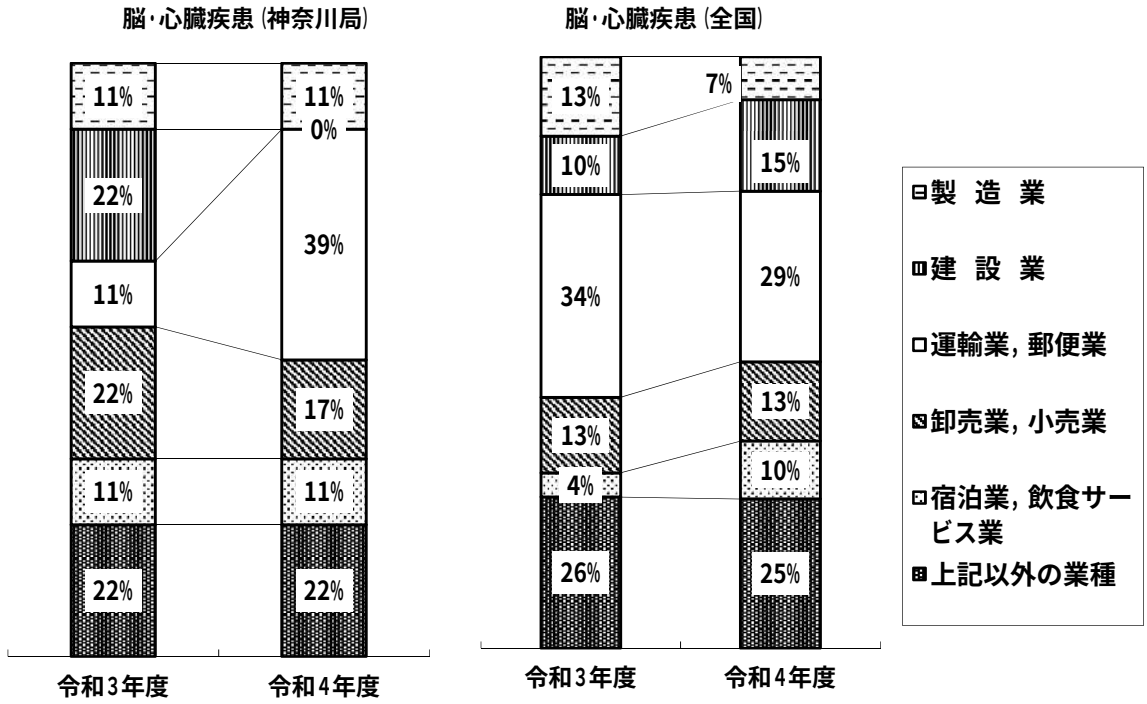

表１－３　職種別支給決定件数一覧（脳・心臓疾患）

（件）

職種＼年度	脳・心臓疾患（神奈川）		脳・心臓疾患（全国）	
	令和３年度	令和４年度	令和３年度	令和４年度
専門的・技術的職業従事者	3	2	27	27
管理的職業従事者	1	0	19	19
事務従事者	0	0	7	9
販売従事者	2	2	18	19
サービス職業従事者	1	3	10	27
輸送・機械運転従事者	1	8	54	57
生産工程従事者	0	2	10	8
その他の職種（上記以外の職種）	1	1	27	28
合計	9	18	172	194

注）職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

図１－３　職種別支給決定件数構成比（脳・心臓疾患）

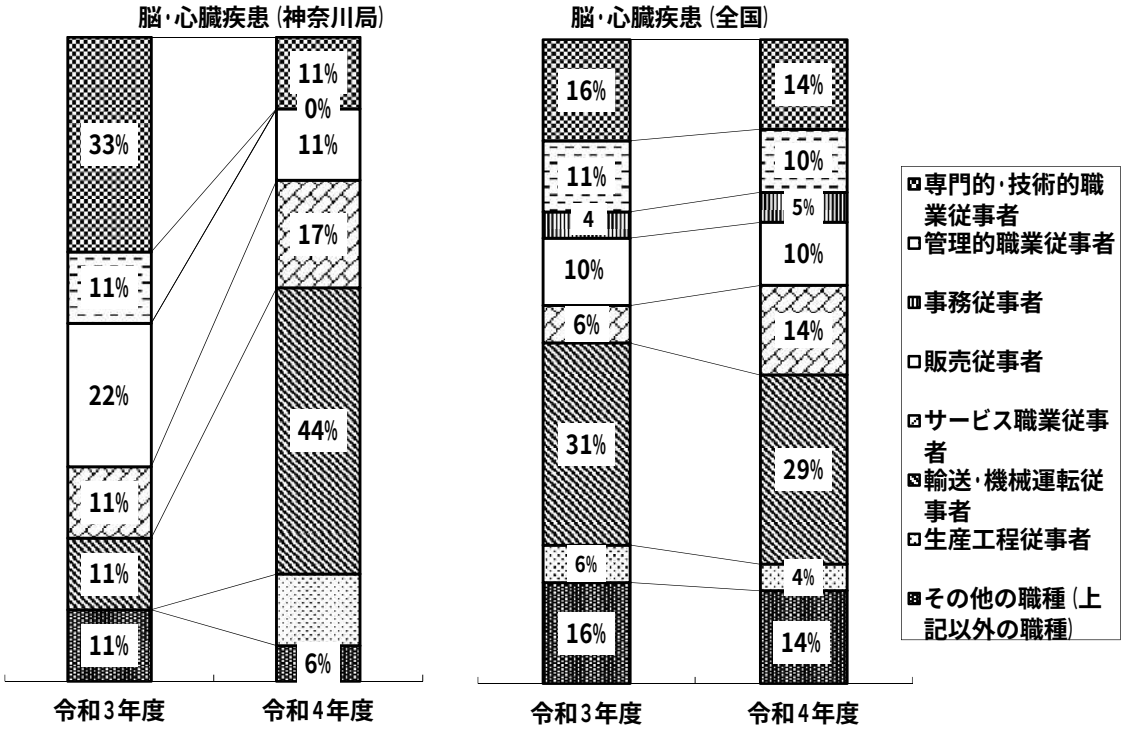

（資料１－４）

表１－４　年齢別支給決定件数一覧（脳・心臓疾患）

（件）

年度／年齢	脳・心臓疾患（神奈川）		脳・心臓疾患（全国）	
	令和３年度	令和４年度	令和３年度	令和４年度
２９歳以下	0	0	5	2
３０～３９歳	1	4	9	18
４０～４９歳	5	4	55	58
５０～５９歳	2	4	67	67
６０歳以上	1	6	36	49
合　　計	9	18	172	194

図１－４　年齢別支給決定件数構成比（脳・心臓疾患）

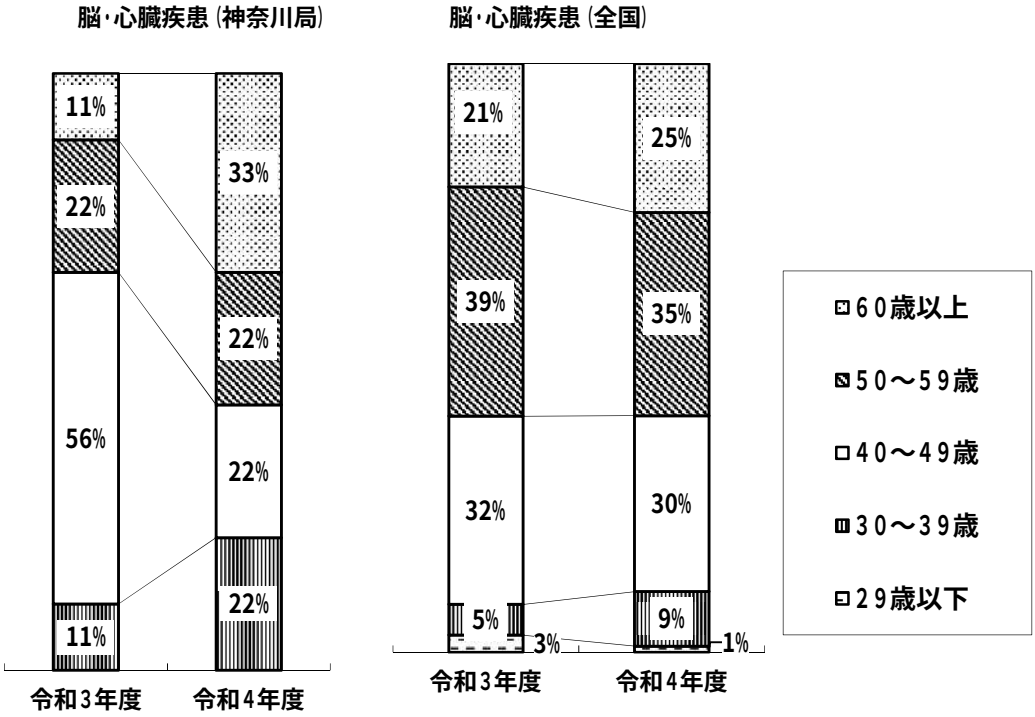

表１－５　　脳・心臓疾患の時間外労働時間数（1か月平均）別支給決定件数

（件数）

時間外労働時間	令和4年度			
	神　奈　川		全　　国	
		内死亡		内死亡
45時間未満	0	0	0	0
45時間以上～60時間未満	0	0	1	0
60時間以上～80時間未満	8	2	49	11
80時間以上～100時間未満	4	1	49	14
100時間以上～120時間未満	3	1	43	14
120時間以上～140時間未満	1	1	14	5
140時間以上～160時間未満	1	0	8	1
160時間以上	0	0	4	1
合計	17	5	168	46

注）本表は、支給決定事案のうち、「異常な出来事への遭遇」又は「短期間の過重業務」を除くものについて分類している。

表２－１　精神障害の労災補償状況

（件）

区分 ＼ 年度		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
精神障害	請求件数（神奈川）	156	198	158	171	195
	決定件数（神奈川）	131	133	152	156	157
	うち支給決定件数（認定率）	35（26.7%）	29（21.8%）	44（28.9%）	43（27.6%）	44（28.0%）
うち自殺（未遂含む）	請求件数（神奈川）	13	12	9	12	11
	決定件数（神奈川）	13	8	7	15	11
	うち支給決定件数（認定率）	5（38.5%）	4（50.0%）	2（28.6%）	6（40.0%）	6（54.5%）
精神障害	請求件数（全国）	1820	2060	2051	2346	2683
	決定件数（全国）	1461	1586	1906	1953	1986
	うち支給決定件数（認定率）	465（31.8%）	509（32.1%）	608（31.9%）	629（32.2%）	710（35.8%）
うち自殺（未遂含む）	請求件数（全国）	200	202	155	171	183
	決定件数（全国）	199	185	179	167	155
	うち支給決定件数（認定率）	76（38.2%）	88（47.6%）	81（45.3%）	79（47.3%）	67（43.2%）

注）１　決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
　　２　支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

図２－１　精神障害の労災請求・決定件数の推移（神奈川局）

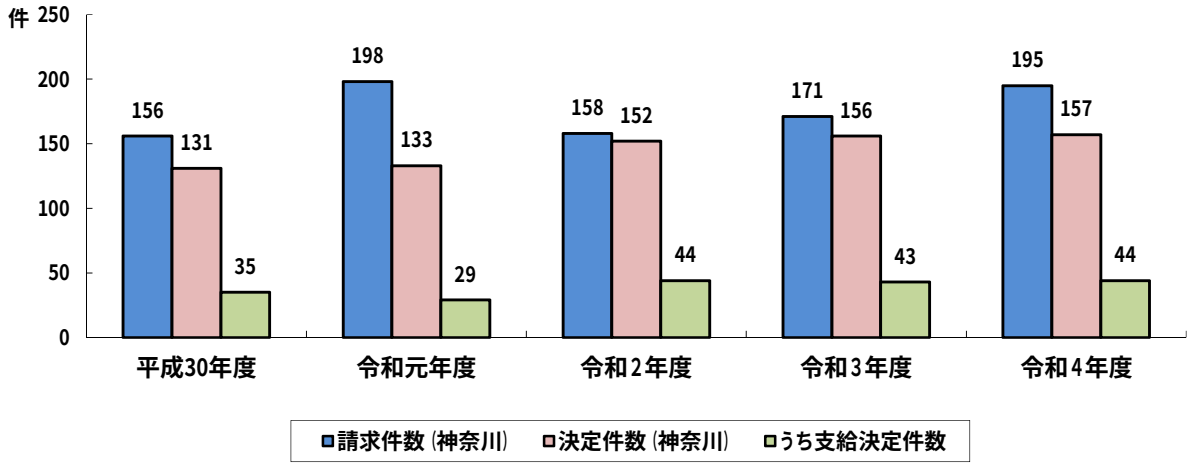

表２－２　業種別支給決定件数一覧（精神障害）

（件）

業種＼年度	精神障害（神奈川局）		精神障害（全国）	
	令和３年度	令和４年度	令和３年度	令和４年度
農業，林業、漁業、鉱業，採石業，砂利採取業	0	0	6	12
製造業	3	7	106	104
建設業	1	5	37	53
運輸業，郵便業	6	4	67	63
卸売業，小売業	6	4	76	100
金融業，保険業	1	0	13	17
教育，学習支援業	4	1	20	23
医療，福祉	9	15	142	164
情報通信業	1	1	27	32
宿泊業，飲食サービス業	3	1	39	42
その他の事業（上記以外の事業）	9	6	96	100
合計	43	44	629	710

注）　業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

図２－２　業種別支給決定件数一覧（精神障害）

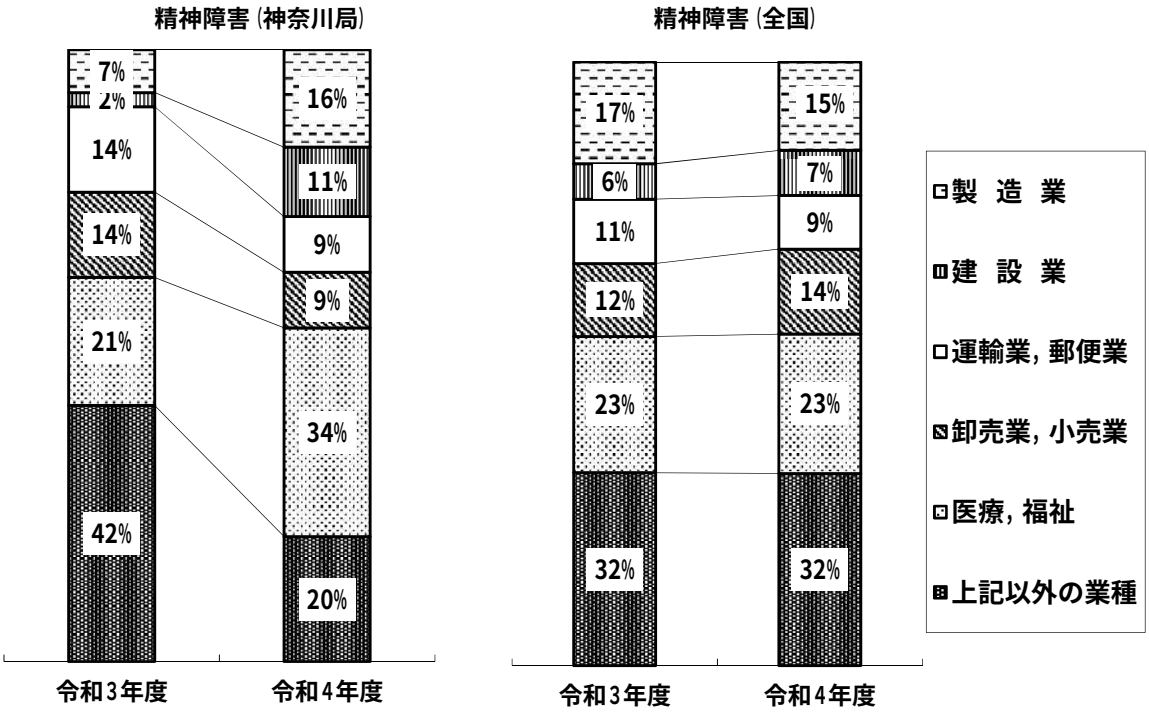

（資料２－３）

表２－３　職種別支給決定件数一覧（精神障害）

（件）

職種＼年度	精神障害（神奈川局）		精神障害（全国）	
	令和３年度	令和４年度	令和３年度	令和４年度
専門的・技術的職業従事者	11	10	145	175
管理的職業従事者	4	5	39	37
事務従事者	7	7	106	109
販売従事者	6	5	77	87
サービス職業従事者	8	6	105	105
輸送・機械運転従事者	3	4	47	46
生産工程従事者	1	3	62	82
その他の職種（上記以外の職種）	3	4	48	69
合計	43	44	629	710

注）職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

図２－３　職種別支給決定件数一覧（精神障害）

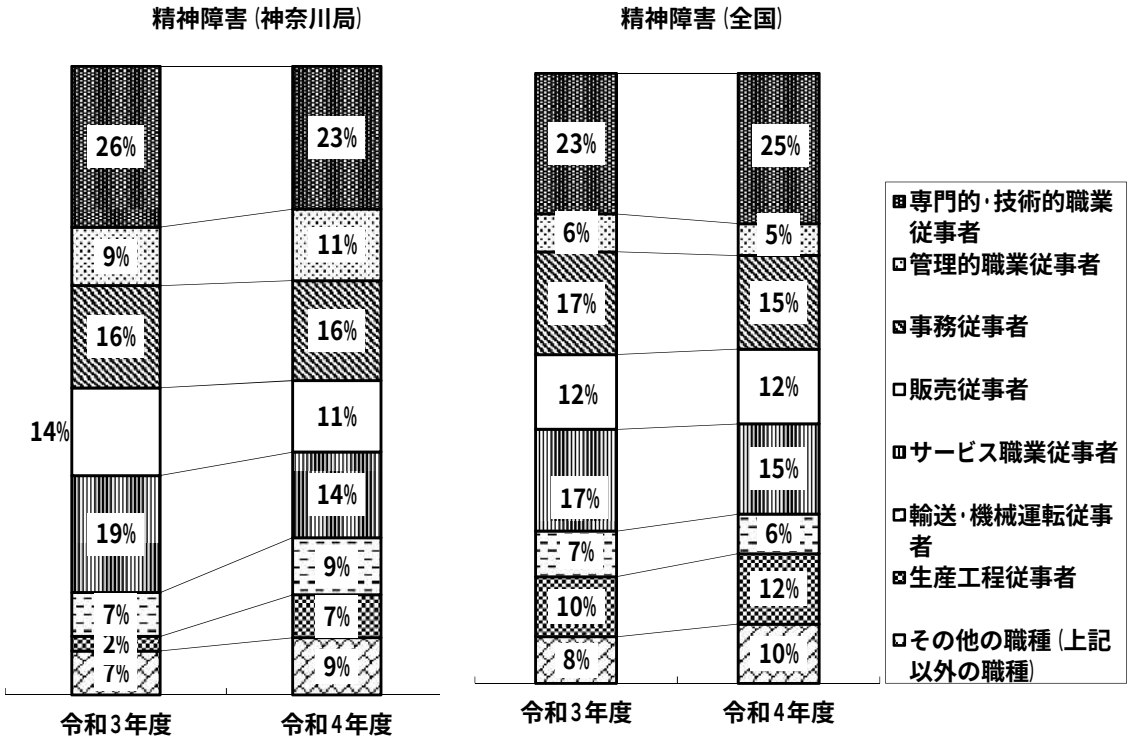

（資料２－４）

表２－４　年齢別支給決定件数一覧（精神障害）

（件）

年度／年齢	精神障害（神奈川）		精神障害（全国）	
	令和３年度	令和４年度	令和３年度	令和４年度
２９歳以下	9	6	159	189
３０～３９歳	9	13	145	169
４０～４９歳	11	13	200	213
５０～５９歳	13	11	100	119
６０歳以上	1	1	25	20
合　　計	43	44	629	710

図２－４　年齢別支給決定件数構成比（精神障害）

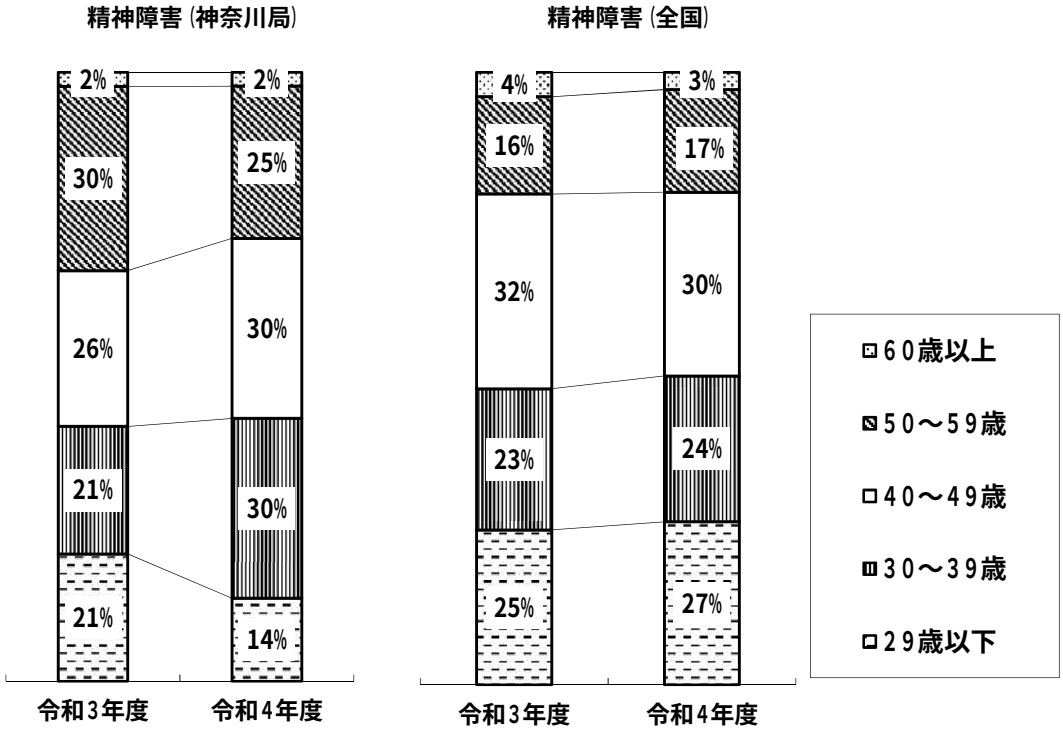

表２－５　　精神障害の時間外労働時間数（1か月平均）別支給決定件数

（件数）

時間外労働時間	令和４年度			
	神　奈　川		全　　国	
		内自殺		内自殺
20時間未満	3	1	87	12
20時間以上～40時間未満	1	0	44	6
40時間以上～60時間未満	1	0	36	6
60時間以上～80時間未満	1	0	34	11
80時間以上～100時間未満	2	0	35	9
100時間以上～120時間未満	2	0	45	2
120時間以上～140時間未満	2	0	27	3
140時間以上～160時間未満	1	0	14	1
160時間以上	5	1	28	4
その他	26	4	360	13
合計	44	6	710	67

注）　「その他」の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。

精神障害の出来事別決定及び支給件数一覧　（資料２－６）

（件数）

出来事の類型	具体的な出来事	令和４年度		
		決定件数	支給決定件数	
				内自殺
1　事故や災害の体験	（重度の）病気やケガをした	9	2	0
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	10	5	0
2　仕事の失敗、過重な責任の発生	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	0	0	0
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事のミスをした	2	2	0
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	0	0	0
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	0	0	0
	業務に関連し、違法行為を強要された	0	0	0
	達成困難なノルマが課された	1	1	0
	ノルマが達成できなかった	0	0	0
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	1	1	1
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	0	0	0
	顧客や取引先からクレームを受けた	2	0	0
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	0	0	0
	上司が不在になることにより、その代行を任された	0	0	0
3　仕事の量・質	仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった	11	4	0
	１か月に80時間以上の時間外労働を行った	1	1	0
	2週間以上にわたって連続勤務を行った	2	1	0
	勤務形態に変化があった	0	0	0
	仕事のペース、活動の変化があった	0	0	0
4　役割・地位の変化等	退職を強要された	2	0	0
	配置転換があった	6	0	0
	転勤をした	2	1	1
	複数名で担当していた業務を１人で担当するようになった	1	0	0
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	1	0	0
	自分の昇格・昇進があった	1	0	0
	部下が減った	0	0	0
	早期退職制度の対象となった	0	0	0
	非正規社員である自分の契約満了が迫った	0	0	0
5　パワーハラスメント	上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	11	6	2
6　対人関係	同僚等から、暴行又は（ひどい）いじめ・嫌がらせを受けた	12	6	0
	上司とのトラブルがあった	49	2	0
	同僚とのトラブルがあった	7	0	0
	部下とのトラブルがあった	0	0	0
	理解してくれていた人の異動があった	0	0	0
	上司が替わった	0	0	0
	同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	0	0	0
7　セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	4	2	0
8　特別な出来事		10	10	2
9　その他		12	0	0
合計		157	44	6

注）　1　「具体的出来事」は、平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表1による（令和2年8月21日付け基発0821第4号による改正後のもの）。

2　「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。

3　「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。